

互 助 会 N E W S 【 5 月 号 】

令和3年5月17日

一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、**令和3年5月20日（木）**です。

送金明細書は、県立学校・教育庁にお勤めの会員の方は、統合庶務システムでご覧いただけます。

《送金明細書の公開日は、5月18日（火）です。》

また、それ以外の所属（小・中・大学等）にお勤めの会員の方には、ハガキの送金明細書を送付しています。

◎令和3年度スポーツ観戦補助事業及び施設利用補助について

令和3年度の「スポーツ観戦補助事業」及び「施設利用補助」の実施方法については、令和3年3月22日付青教互第94号・95号で通知したとおり、令和2年度に引き続き「請求方式」により実施することとしました。

下記に該当する場合は、請求書の提出をお忘れなく！

スポーツ観戦補助	会員又は被扶養者がスポーツ観戦後、請求書にチケット半券を添付し、互助会に請求する。 チケット単価の半額（2,000円を限度）を補助 ただし、会員本人・被扶養者合わせて年度内6,000円を限度
施設利用補助	会員又は被扶養者が互助会指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合、請求書に領収書を添付し、互助会に請求する。 1人1泊につき1,000円を補助 会員本人・被扶養者合わせて年度内3,000円を限度。 （互助会指定宿泊施設に宿泊した場合を除く。） ※互助会指定宿泊施設に宿泊した場合、限度額に制限はありません。

事業の詳細及び指定宿泊施設一覧は、互助会ホームページでご確認いただけます。また、請求書様式のダウンロードもできます。

◎施設利用補助 Q&A【指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合】

互助会指定宿泊施設以外の施設に宿泊し請求書を提出する際、添付書類の不備等が多く見られることから、裏面にQ&Aを掲載しましたので、参考にしてください。

なお、互助会ホームページでもご覧いただけます。

所属内でご閲覧ください

施設利用補助Q & A
【指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合】

Q 1 添付する領収書は、コピーでもよいか。

A 1 原本を添付してください。

ただしQ 2の場合など、原本を提出することができない場合は、コピーの余白に理由を記載してください。

Q 2 夫婦ともに互助会員の場合、それぞれで請求書を提出するが、領収書が1枚しかない場合はどうすればよいか。

A 2 どちらか一方の請求書に、領収書のコピーを添付してください。

その際、領収書のコピーに「原本は、〇〇学校の〇〇へ添付」など原本を添付できない理由を記載してください。

Q 3 夫婦ともに互助会員の場合、自分の扶養に入っている子どもの分を配偶者名で請求してよいか。

A 3 被扶養者分は公立学校共済組合等の被扶養者として認定している会員に給付していますので、扶養している会員が請求書を提出してください。

Q 4 修学旅行の引率で宿泊し、領収書のあて名が学校名になっている場合はどうすればよいか。

A 4 宿泊した方が互助会員か確認する必要があるため、学校で作成した旅行のしおりの引率者名簿等宿泊日・宿泊者氏名がわかるものを領収書と併せて提出してください。

Q 5 会員本人と被扶養者2名の計3名で3泊した場合、3名×3泊分（3,000円）＝9,000円を請求できるか？

A 5 指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合、**会員本人・被扶養者合わせて年度内3,000円を限度**にしています。

この場合は3名1泊分（3,000円）か、本人3泊分（3,000円）のどちらかで請求してください。

Q 6 令和2年度宿泊分について、今からでも請求できるか。

A 6 令和2年度「施設利用補助」対象施設の拡大については、令和2年8月25日付け青教互第48号で通知し、請求書の提出期限を令和3年3月25日（木）までとしておりましたが、提出期限を撤廃し、他の給付と同様に「事実が発生してから3年以内に請求」に統一しました。

令和3年4月以降も令和2年度の宿泊分であれば限度額（年度内3,000円）に達するまで請求できます。

互助会では、会員のみなさんからのご意見、ご要望を募集しています。

こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1

一般財団法人青森県教職員互助会

TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276

HPアドレス <https://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/gojokai.html>